

○共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）（平成28年6月30日自審第534号）

令和8年1月9日改正
国自審第2150号
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行																																
<p>別添 共通構造部型式指定実施要領</p> <p>目次～第14（略）</p> <p>別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第4関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添 付 書 面</th><th>記 載 要 領 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 提出書面一覧表</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>2 特定共通構造部の範囲</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>3 特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>4 外観図及び外観写真</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>5 保安基準の規定に適合することを証する書面</td><td></td></tr> <tr> <td>（1）指定装置等又は指定共通構造部</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>（2）技術基準適合証明書（指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。）</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	添 付 書 面	記 載 要 領 等	1 提出書面一覧表	（略）	2 特定共通構造部の範囲	（略）	3 特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	（略）	4 外観図及び外観写真	（略）	5 保安基準の規定に適合することを証する書面		（1）指定装置等又は指定共通構造部	（略）	<u>（2）技術基準適合証明書（指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。）</u>		<p>別添 共通構造部型式指定実施要領</p> <p>目次～第14（略）</p> <p>別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第4関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>添 付 書 面</th><th>記 載 要 領 等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 提出書面一覧表</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>2 特定共通構造部の範囲</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>3 特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>4 外観図及び外観写真</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>5 保安基準の規定に適合することを証する書面</td><td></td></tr> <tr> <td>（1）指定装置等又は指定共通構造部</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>（新設）</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	添 付 書 面	記 載 要 領 等	1 提出書面一覧表	（略）	2 特定共通構造部の範囲	（略）	3 特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	（略）	4 外観図及び外観写真	（略）	5 保安基準の規定に適合することを証する書面		（1）指定装置等又は指定共通構造部	（略）	<u>（新設）</u>	
添 付 書 面	記 載 要 領 等																																
1 提出書面一覧表	（略）																																
2 特定共通構造部の範囲	（略）																																
3 特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	（略）																																
4 外観図及び外観写真	（略）																																
5 保安基準の規定に適合することを証する書面																																	
（1）指定装置等又は指定共通構造部	（略）																																
<u>（2）技術基準適合証明書（指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。）</u>																																	
添 付 書 面	記 載 要 領 等																																
1 提出書面一覧表	（略）																																
2 特定共通構造部の範囲	（略）																																
3 特定共通構造部の構造、装置及び性能を記載した書面（以下「諸元表」という。）	（略）																																
4 外観図及び外観写真	（略）																																
5 保安基準の規定に適合することを証する書面																																	
（1）指定装置等又は指定共通構造部	（略）																																
<u>（新設）</u>																																	

(3) 制動能力計算書（大型特殊自動車に係るものに限る。）	(略)
(4) 検討書	(略)
6～13 (略)	(略)
14 共通構造部型式指定規則第3条第2項第4号に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）の概要を記載した書面（ <u>被けん引自動車に係るもの</u> を除く。）	(略)

備考 1～4 (略)

別紙1～第2号様式の2 (略)

別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格A4番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

特定共通構造部 審査試験項目に 対応する保安基 準等	審査対 象	チェック欄				詳 細 説 明	
		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF456			
		(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002		
1～16の2 (略)							

16
の
3 第11条第1項に
定める基準のう
ち、緊急車線維
装置

(2) 制動能力計算書（大型特殊自動車に係るものに限る。）	(略)
(3) 検討書	(略)
6～13 (略)	(略)
14 共通構造部型式指定規則第3条第2項第4号に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）の概要を記載した書面（ <u>被けん引自動車に係るもの</u> を除く。）	(略)

備考 1～4 (略)

別紙1～第2号様式の2 (略)

別記様式（特定共通構造部の範囲）（用紙の大きさは、日本産業規格A4番とする。）

特定共通構造部の名称及び型式：（例）ニッポン ABC123

特定共通構造部 審査試験項目に 対応する保安基 準等	審査対 象	チェック欄				詳 細 説 明		
		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF123		(車名及び型式) ニッポン ●●-DEF456				
		(類別) 0001	(類別) 0002	(類別) 0001	(類別) 0002			
1～16の2 (略)								
(新設)								

1～16の2 (略)

(
新
設)

	<u>持装置に係る試験（第5号に掲げる試験を除く。）</u>						
17～62（略）							
<u>62の2</u>	<u>保安基準第22条第3項及び第4項に定める基準のうち、仕切り装置に係るもの</u>	<u>仕切り装置</u>					
63～132（略）							

備考1～6（略）

附則1（略）

附則2 共通構造部型式指定申請書等提出要領

第1（略）

第2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第8条第1項第1号第2欄中括弧書に係る変更の届出、同項第2号の規定による届出を行う場合であって、その変更が附則3「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第1分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第1分冊に添付するものとする。ただし、当該装置の車両への取付けに関する認定証により、保安基準適合性が明らかなものにあっては、当該装置単品の認定証の提出は省略することができる。

第1分冊 (1)～(3)（略）

<u>（）</u>							
17～62（略）							
<u>（新設）</u>							
63～132（略）							

備考1～6（略）

附則1（略）

附則2 共通構造部型式指定申請書等提出要領

第1（略）

第2 申請書等及びその添付書面の作成

申請者及び届出者（以下「申請者等」という。）は、申請書等及びその添付書面を次に掲げる2分冊に区分して作成すること。ただし、共通構造部指定規則第8条第1項第1号第2欄中括弧書に係る変更の届出、同項第2号の規定による届出を行う場合であって、その変更が附則3「軽微な変更の取扱要領」にいう軽微な変更に該当するときは、第1分冊のみ作成すればよい。この場合において、保安基準の規定に適合することを証する書面に係るものであるときには、当該書面を第1分冊に添付するものとする。

第1分冊 (1)～(3)（略）

第2分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第2の添付書面
	(4) 審査事務規程別表1に定める書面 ① (略) ② 指定製作者等が申請する場合に限り、同規程別表1(6)に定める軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗净液噴射装置試験、バス及びトラックの洗净液噴射装置試験及びデフロスター試験にあっては、試験成績書に代えて、別紙3に定める技術基準適合証明書とすることができます。 ③ (略)

第3～第4 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面／自動車審査部用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	外観写真	
2	構造・装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の説明書	(略)
	(2) 騒音防止対策説明書	(略)
	(3) 排出ガス対策説明書	
	(4) 改善措置説明書	(略)
3	特定共通構造部の範囲	
4	諸元表	(略)

第2分冊	(1) 申請書等の写し
	(2) 別記様式の提出書面一覧表
	(3) 別表第2の添付書面
	(4) 審査事務規程別表1に定める書面 ① (略) ② 指定製作者等が申請する場合に限り、同規程別表1(6)に定める軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗净液噴射装置試験、バス及びトラックの洗净液噴射装置試験及びデフロスター試験にあっては、試験成績書に代えて、別紙3に定める技術基準適合証明書 <u>(指定製作者等が当該試験項目に対応する細目告示技術基準に適合していることを証した書面をいう。)</u> とすることができる。 ③ (略)

第3～第4 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面／自動車審査部用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	外観写真	
2	構造・装置の概要説明書	
	(1) 主要な構造・装置の説明書	(略)
	(2) 騒音防止対策説明書	(略)
	(3) 排出ガス対策説明書	
	(4) 改善措置説明書	(略)
3	特定共通構造部の範囲	
4	諸元表	(略)

5	外観図	(略)
6	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	(略)
7	<u>技術基準適合証明書</u>	
<u>8～12</u> (略)		

備考 (略)

別記様式～別紙3 (略)

附則3 軽微な変更の取扱要領

共通構造部指定規則第8条第1項第2号第2欄に規定する軽微な変更とは、諸元表、外観図及び保安基準の規定に適合することを証する書面のいずれかに変更があり、保安基準に適合することが明白な場合であって、かつ、試験を行う必要性がないものとする。また、特定共通構造部の製作者等が軽微な変更に該当するか判断に迷う場合にあっては、審査・リコール課に適宜申し出こととする。

以下の別表については、軽微な変更に該当する参考例とする。ただし、指定装置等であって、認定証により保安基準に適合することを確認する場合にあっては、以下の別表に記載の項目に限る。また、自動車製作者等が別表の指定装置等に係る項目追加希望を申し出た場合、審査・リコール課は、妥当性を検討後、追加の必要性がある場合は項目の追加をすることとする。

別表 軽微な変更に該当する参考例

書面	項目	条件
諸元表	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	

5	外観図	(略)
6	指定装置等又は指定共通構造部一覧表	(略)
<u>(新 設)</u>	<u>(新設)</u>	
<u>7～11</u> (略)		

備考 (略)

別記様式～別紙3 (略)

附則3 軽微な変更の取扱要領

共通構造部指定規則第8条第1項第2号第2欄に規定する軽微な変更とは、別表左欄の書面について、中欄に掲げる項目であり、かつ、右欄に掲げる条件に該当するもの（道路運送車両の保安基準に適合することが明白であり、かつ、試験を行う必要性がないと研究所が認めるものに限る。）とする。

また、特定共通構造部の製作者等が別表中欄に掲げる項目及び右欄に掲げる条件の追加を希望する場合にあっては、研究所に当該項目等の追加理由及び資料を附して申し出ることができる。研究所は当該申し出が技術的に妥当であるか判断を行い、その旨を審査・リコール課に報告を行うものとする。審査・リコール課においては、別表に項目及び条件を追加する必要があると認める場合にあっては項目及び条件を追加したものとみなすことができる。

別表

書面	項目	条件
諸元表	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	

外観図	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の指定共通構造部に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	燃料タンクの形状の変更	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPGタンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。
	フェンダー形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、フェンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式のものに対して同一であるもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。
	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部であって前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全
外観図	原動機（内燃機関）の排気マニホールド形状の変更又は二輪車の原動機の意匠の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の指定共通構造部に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。
	燃料タンクの形状の変更	燃料タンクの容量、位置又は形状の変更に限る。なお、LPGタンクの場合は充填バルブの位置の変更に限る。
	フェンダー形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、フェンダー部の最内縁から回転部分までの距離が、変更前の同型式のものに対して同一であるもの又は増加するもの（基本形状の変更（扇型から角型への変更等）を除く。）。
外観図	バンパ本体の外形の意匠又はバンパグリルの意匠の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部であって前部潜り込み防止装置及び突入防止装置に該当しない場合又は <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
	車体の意匠ラインの変更又はモールの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全

	長、全幅又は高さ) を変更する場合を除く。) 。		長、全幅又は高さ) を変更する場合を除く。)
二輪車等の意匠部品の変更 (フェアリングを除く。)	周辺部位等との干渉について、変更前の指定共通構造部に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。	二輪車等の意匠部品の変更 (フェアリングを除く。)	周辺部位等との干渉について、変更前の指定共通構造部に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（騒音対策部品である場合を除く。）。
荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更		荷台の煽り形状の変更、意匠リブの追加若しくは廃止又は鳥居形状の変更	
エアスポイラーの廃止	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、高さに変更がないもの。	エアスポイラーの廃止	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、高さに変更がないもの。
スペアタイヤキャリアの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。	スペアタイヤキャリアの形状の変更	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、外形に鋭い突起がないもの（寸法（全長、全幅又は高さ）を変更する場合を除く。）。
二輪車の座席形状の変更	乗車位置に変更がないもの。	二輪車の座席形状の変更	乗車位置に変更がないもの。
ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。	ヘッドランプバイザーの追加又は廃止	貨物の運送の用に供する自動車に使用する特定共通構造部の場合又は指定共通構造部若しくは <u>指定装置等</u> を備える場合であって、配光に影響を与えないものであり、鋭い突起がないもの。
二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。	二輪車の速度計カバー形状の変更又は廃止	視認性を妨げないものであって、鋭い突起がないもの。

保安基準の規定に適合することを証	二輪車の緩衝装置（ボトムケース）	外形に鋭い突起がないもの。		二輪車の緩衝装置（ボトムケース）	外形に鋭い突起がないもの。
	燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。	乗車位置に変更がないもの。		燃料タンクのタンクパッド採用又は廃止。	乗車位置に変更がないもの。
	二輪車のフェアリング形状の変更	同一車体に同一フェアリングを装備した指定共通構造部間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認定されたものと同様な変更を行う場合。		二輪車のフェアリング形状の変更	同一車体に同一フェアリングを装備した指定共通構造部間（排気量違い等による別型式に限る。）において、先に認定されたものと同様な変更を行う場合。
	座席間隙の変更	センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものと除く。）。		座席間隙の変更	センターコンソール等の変更による場合に限る（旅客自動車運送事業用自動車として事業用の要件で「適」の判定をしたものと除く。）。
	保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、色又は性能の変更	<u>取付部の構造が同一であり、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	保安基準第32条から第41条の5までに規定する灯火装置及び反射器並びに指示装置であって、生産工場又は製作者の変更	<u>取付部の構造が同一であり、構造及び性能が基本同一、かつ、指定装置等を装着する場合に限る。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	非常点滅表示灯の個数又は性能の変更	<u>方向指示器と兼用している場合であり、かつ、当該方向指示器が指定装置等である場合に限る。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	警報音発生装置の型式又は形式の変更	<u>指定装置等を装着する場合であり、かつ、警音器が指定装置である場合に限る。</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

する書類	<u>警音器の性能の変更</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
する書類	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>燃料配管の経路の変更</u>	<u>ガソリン又は軽油を燃料とするものであって、既に型式指定を取得している別型式の指定共通構造部と同一のものであり、配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>
	<u>燃料配管のクランプ位置の変更</u>	<u>LPG を燃料とするものであって、クランプ間の距離が最長部とならないもの。</u>
	<u>シフトノブの形状の変更</u>	<u>操縦装置として最遠装置でない場合に限る。</u>
	<u>空調装置（デフロスター）の操作方式（レバー式、ボタン式、ダイヤル式等）の変更又はコントロールパネルの意匠の変更</u>	<u>最遠装置のハンドル中心からの距離が大きくならない場合に限る。</u>
	<u>アクセルペダルの変更</u>	<u>操縦装置として最遠装置でない場合に限る。</u>
	<u>動力伝達装置用オイルクーラーの変更又は廃止</u>	<u>装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>
<u>推進軸の継手形状の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（推進軸の寸法（内径の変更を除く。）を変更する場合を除く。）。</u>	

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>ドライブシャフトのダイナミックダンパーの形状変更又は廃止</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>かじ取装置のギヤボックス形状の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（歯車形式を変更する場合を除く。）。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>パワーステアリング用オイルクーラーの変更又は廃止</u>	<u>装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>ブレーキ配管の変更</u>	<u>液圧式のものであって、既に型式指定を取得している別型式の指定共通構造部で使用しているもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>プロポーショニング装置の位置の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>スタビライザ形状の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>ラテラルリンク形状の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>フレームのクロスメンバの追加又は形状の変更</u>	<u>側面衝突時の乗員保護基準の適用を受けない特定共通構造部に対する変更であって、周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの。</u>
サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。	サンバイザのバニティミラー付加機能の廃止	サンバイザ本体の形状及び寸法が同一であるもの。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>原動機冷却配管のエア抜きプラグの廃止、オイルフィルタの形状の変更、オルタネータ冷却ダクトの形状の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの。</u>
排気管の形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの（排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合（車両総重量3.5tを超えるキャブオーバに限る。）を除く。）。	排気管の形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対策を施したもの（排圧が変更になる場合及び排気管長さを変更する場合（車両総重量3.5tを超えるキャブオーバに限る。）を除く。）。
車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る（排気管の出口位置を変更する場合を除く。）。	車台構造を変更することなくできる排気管の曲げ形状の変更	周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る（排気管の出口位置を変更する場合を除く。）。

触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	基本取付位置（床下、マニホールド直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。	触媒装置の取付位置又は取付角度の変更	基本取付位置（床下、マニホールド直下等）が同一であるもの（周辺部位等との干渉について、変更前の同型式のものに対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものに限る。）。
触媒の貴金属担持量の変更	貴金属担持量を増加させる場合に限る。	触媒の貴金属担持量の変更	貴金属担持量を増加させる場合に限る。
車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。	車室外後写鏡の付加機能（電動リモコン、電動格納等）の廃止	衝撃吸収構造及びアウターケースの形状に変更がないものに限る。
二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認定番号の変更	取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。	二輪車の後写鏡取付方法の変更に伴う指定装置一覧表の認定番号の変更	取付方法がシングルナット方式からダブルナット方式に変更されるものであって、鏡面寸法や取付間隔・位置その他について変更がないものに限る。
二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの	二輪自動車の後写鏡の変更又は追加	指定装置等を装着する場合であって、形状、寸法及び性能に変更がないもの
シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスター等）の廃止	シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。	シートの付加機能（電動スライド、電動リクライニング、電動上下アジャスター等）の廃止	シート調節範囲、強度部材及び着座姿勢に変更がないもの。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>オイルパンの形状変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同一型式に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したものであり、最低地上高に該当しない場合に限る。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>シャシ全体図の変更</u>	<u>排気管、ブレーキ配管及び燃料配管並びに車わく・車体、走行装置、緩衝装置の強度、性能に影響しないシャシ全体図のみの変更に</u>

<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>軽合金製ディスクホイールに表示されている記号等の変更</u>	<u>限る。</u> <u>同一の軽合金製ディスクホイールの製作者であるもの（社名を変更する場合も含む。）。</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>タイヤのリムの変更</u>	<u>タイヤのリムの変更周辺部位等との干渉について、同一であるものの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したものであり、既に型式指定を取得している別型式の自動車で使用しているもの。（軽合金製ディスクホイールを変更する場合を除く。）</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>冷却装置の変更</u>	<u>装置及び基本配管と周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの又は干渉に対する対応を施したもの（冷却方式を変更する場合を除く。）。</u>
ハンドルの最大回転数	かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。	ハンドルの最大回転数	かじ取角度が同一である場合又は小さくなる場合に限る。
かじ取倍力装置の形式の変更	かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。	かじ取倍力装置の形式の変更	かじ取装置の歯車形式が同一である場合に限る。
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>スタビライザ形式の変更</u>	<u>周辺部位等との干渉について、変更前の同型式車に対して同一であるもの、間隔が拡大するもの若しくは干渉に対する対応を施したもの又は装着を廃止するもの。</u>
前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。	前面ガラス以外のガラスの厚さの変更	ガラスが厚くなるものについては、可視光線透過率の基準が適用されない窓ガラスに限る。
速度計の型式の変更	性能が同一であるもの。	速度計の型式の変更	性能が同一であるもの。
運行記録計の形式又は性能の変	指定装置等を装着する場合に限	運行記録計の形式又は性能の変	指定装置等を装着する場合に限

更	る。	更	る。
非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更		非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
電波障害防止装置 (AV関連のESA装置に限る)	自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の <u>指定装置等</u> と同一改訂版で指定を受けたESA装置を装着する場合に限る。	電波障害防止装置 (AV関連のESA装置に限る)	自動車の指定装置等の装置指定通知書等又は認定証に変更がなく、かつ当該自動車の <u>指定装置</u> と同一改訂版で指定を受けたESA装置を装着する場合に限る。
<u>タイヤの構造等に変更無く、協定規則第117号第4改訂版の法規対応を行う場合</u>	<u>指定装置等を装着する場合に限る。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>軽合金製ディスクホイール試験、内装材料の難燃性試験、乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置試験、バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験及びデフロスター試験に影響のある仕様変更又は追加</u>	<u>技術基準適合証明書により証明する場合に限る。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>非常信号用具の追加又は仕様変更</u>		<u>(新設)</u>	
<u>警告反射板の追加又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>停止表示器材の追加又は仕様変更</u>	<u>指定装置等を備える場合に限る。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>装置指定規則第5条で定める指定を受けたものとみなす特定装置</u>	<u>提出済みの認定証において、当該指定装置等に変更無く、以下のいずれかの事由により改訂</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	<p><u>番号の更新が行われた場合に限る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産工場等の追加による場合</u> ・<u>当該指定装置等には直接適用されない他の車両カテゴリー等の基準改正による場合</u> ・<u>当該申請車両以外の車両(例えば他国仕向け仕様)の変更等による場合</u> 	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

附則4 (略)

附則5 電子申請を行う場合の共通構造部諸元表等の書面の作成要領

第1～第3 (略)

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56、59から64、66から70、80及び82に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル名
1～33 (略)		
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面	hinkan
35～64		
<u>(削除)</u>		
66～70		

--	--	--

附則4 (略)

附則5 電子申請を行う場合の共通構造部諸元表等の書面の作成要領

第1～第3 (略)

別紙1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を次表の1から56及び59から70に分けて分類する。

2～4 (略)

	添付書面名	ファイル名
1～33 (略)		
34	品質管理システムに係る業務組織及び実施要領を記載した書面	hinkan
35～64		
65	<u>改造に係る能力基準適合証明書の写し</u>	<u>nouryokutekigou</u>
66～70		

<u>80</u>	サイバーセキュリティ及びプログラム管理に係る 適合証	<u>cybersecurity</u>
<u>82</u>	内部統制システムの概要を記載した書面	<u>naibutousei</u>

別紙2 (略)

別表1-1 共通構造部諸元表CSV化レコード項目一覧表 (型式データ項目)

別表1-2 共通構造部諸元表CSV化レコード項目一覧表(類別データ項目)

項目番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①	②	③	内容
1 ~142	(略)								

<u>143</u>	総排気量(L) 又は定格出力 力(kW)	定格出力	<u>V1450</u>	<u>6</u>	半角 <input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	・半角数字6桁以内で設定する。(項目コードM0200を設定する場合は設定不要) ・電気自動車及び燃料電池自動車の場合は定格出力(W単位)を設定する。 ・類別ごとに定格出力が異なる場合のみ設定する。
------------	----------------------------	------	--------------	----------	-----------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

附則6～附則7 (略)

附則

令和8年1月9日改正 (国自審第2150号)
(施行期日)

<u>(新設)</u>									
<u>(新設)</u>									

別紙2 (略)

別表1-1 共通構造部諸元要目表CSV化レコード項目一覧表 (型式データ項目)

別表1-2 共通構造部諸元要目表CSV化レコード項目一覧表 (類別データ項目)

項目番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①	②	③	内容
1 ~142	(略)								

<u>(新設)</u>									
<u>(新設)</u>									

附則6～附則7 (略)

(新設)

1. 本改正規定は、令和8年1月11日より施行する。ただし、別添 別記様式 63 に定める規定については令和8年3月31日、附則5 別紙1及び別表1－2に定める規定については令和8年4月1日より施行する。